

# 介護保険料の 軽減案

## 軽減対象の保険料額

平成十三年十月分以降の保険料を対象とします。(平成十三年度の場合は、十月分から翌年三月分に相当する保険料額)

## 対象となる人

(ア) 次の から ( ) についてはいずれか) の条件をすべて満たす保険料段階第1および第2の人

本人と家族に市民税が課されていない。

本人と家族に前年の所得がない、もしくは今年一年間の所得が見込めない。

の1 本人と家族の前一年間の収入の合計金額が120万円以下、もしくは今年一年間の収入見込み額の合計金額が120万円以下である。(世帯員3人以上の場合、一人につき35万円加算する。)

の2 本人と家族の前一年間の収入の合計金額が60万円以下である、もしくは今年一年間の収入見込み額の合計

金額が60万円以下である。(世帯員3人以上の場合、一人につき17万5000円加算する。)

市民税が課されている人に扶養されていない。

市民税が課されている人と生計を共にしていない。

資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。

(イ) 保険料段階が第二段階の人で、「鳥取市外国人高齢者福祉手当」を受給している人。

## 軽減の程度(下表参照)

(ア) について

第1段階の老齢福祉年金受給者で年間収入が60万円以下の人の保険料

・《基準額の1/2を1/4に減額する。》

第2段階で

・年間収入が120万円以下の人《基準額の3/4を1/2に減額する。》

・年間収入が60万円以下の人《基準額の3/4を1/4に減額する。》

(イ) について

《基準額の3/4を1/2に減額する。》

## 軽減後の保険料

保険料段階	該当する人	負担割合	14年度 年額 保険料	13年度 年額 保険料	軽減後の年額保険料		
					負担率	14年度	13年度
1	生活保護を受けている人 老齢福祉年金を受給している人 (市民税世帯非課税)	基準額 × 1/2	17,300 円	13,000 円	基準額 × 1/4	(年間収入が60万円以下の人)	
						8,600円	8,600円
2	世帯の全員が市民税非課税	基準額 × 3/4	25,900 円	19,400 円	基準額 × 1/4	(年間収入が60万円以下の人)	
						8,600円	10,700円
					基準額 × 1/2	(年間収入が60万超120万円以下の人)	
						17,300円	15,100円
3	本人が市民税非課税	基準額	34,500 円	25,900 円			
4	本人が市民税課税で合計所得金額が250万円未満の者	基準額 × 1.25	43,200 円	32,400 円			
5	本人が市民税課税で合計所得金額が250万円以上の者	基準額 × 1.5	51,800 円	38,900 円			

平成13年度の軽減後の年額保険料については、10月以降分を軽減し、算出した保険料です。

平成15年度以降については、この軽減の考え方にに基づき新たな基準額に対し軽減措置を行います。